

平成 29 年 11 月議会 総務委員会資料

第 112 号議案 平成 29 年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）

目次

《2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費》

入札・契約制度適正化推進費・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～4 ページ

理 財 部

平成 29 年 11 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26～ 27	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	3-1	入札・契約制度適正化 推進費	千円 5,016

## 1 概要

入札制度において、行政サテライト機能再編成に伴う地区別発注、最低制限価格率の設定方法及び1億5千万円以上の工事案件の落札制限等を見直すことに伴い電子調達システムの改修を行う。

## 2 事業内容

### (1) 行政サテライト機能再編成に伴う地区別発注の見直し

現在、市内を2地域（北西・南東）に区分して行っている制限付一般競争入札（2,000万円未満）及び合併した旧町地区で行っている指名競争入札（1,000万円以下）について、平成29年10月の行政サテライト機能再編成の実施を踏まえて、緊急時の対応が円滑に行えるよう地域に精通した建設業者の育成を図るため、新たに設置した総合事務所の区域ごとでの入札へ見直す。

#### ○見直し内容

- ア 対象金額 予定価格5000万円以下
- イ 発注方法 工種ごとに発注基準（ランク）に応じて発注
- ウ 区域区分 総合事務所の区域。（別紙1）  
ただし、中央総合事務所は業者数・発注件数とも多いため、さらに北西部（地域整備1課）と南東部（地域整備2課）の区域に分ける。
- エ 発注件数 地区間の公平性を確保するため、発注率（地区別の1業者当りの発注件数）が一番低い地区に合わせて発注件数を割り出し発注数を決定。  
それ以外は全市発注。

$$\text{※発注率} = \text{地区別発注件数} / \text{地区別業者数}$$

### (2) 最低制限価格率の設定方法の見直し

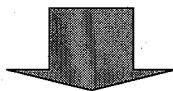
現在、最低制限価格については、入札参加者の入札額の合計額を基に算出した額と、最低制限価格率（建設工事：89%～91%）の範囲内の入札最高額の低い方で決定しているが、最低制限価格率の範囲内での入札者が1者でもいれば、最低制限価格率の上限と予定価格の範囲内に入札者がいても落札することができないため、最低制限価格率の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて設定する方法に見直す。（別紙2）

(3) 1億5千万円以上の工事案件の落札制限の見直し

受注の偏りを防ぎ、幅広い業者への受注機会を確保することを目的として、高額案件については工種を問わず金額のみで一律に落札制限を設けているが、技術者が異なる土木系と建築系の工種を考慮した落札制限に見直す。

○現状

条件	制限	期間（落札後）
1億5千万円以上の工事を落札した場合	1億5千万円以上の工事への参加を制限	5か月※
	全ての工事への参加を制限	1か月



○見直し後

条件	制限	期間（落札後）
1億5千万円以上の工事を落札した場合	同一系工種において、1億5千万円以上の工事への参加を制限	5か月※
	全ての工事への参加を制限	1か月

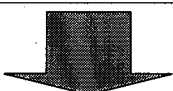
※共同企業体（JV）の場合、按分額が1.5億円未満の場合3か月

(4) 特定建設工事共同企業体（JV）の発注基準の見直し

大規模で難易度の高い建設工事の確実で円滑な施工を図るために設けている発注基準を過去の実績等を踏まえて見直す。

○現状

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	1.5億円～5億円	3億円～7億円
3者	5億円以上	7億円以上



○見直し後

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	3億円以上6億円未満	4億円以上8億円未満
3者	6億円以上	8億円以上

3 実施時期

平成30年4月（予定）

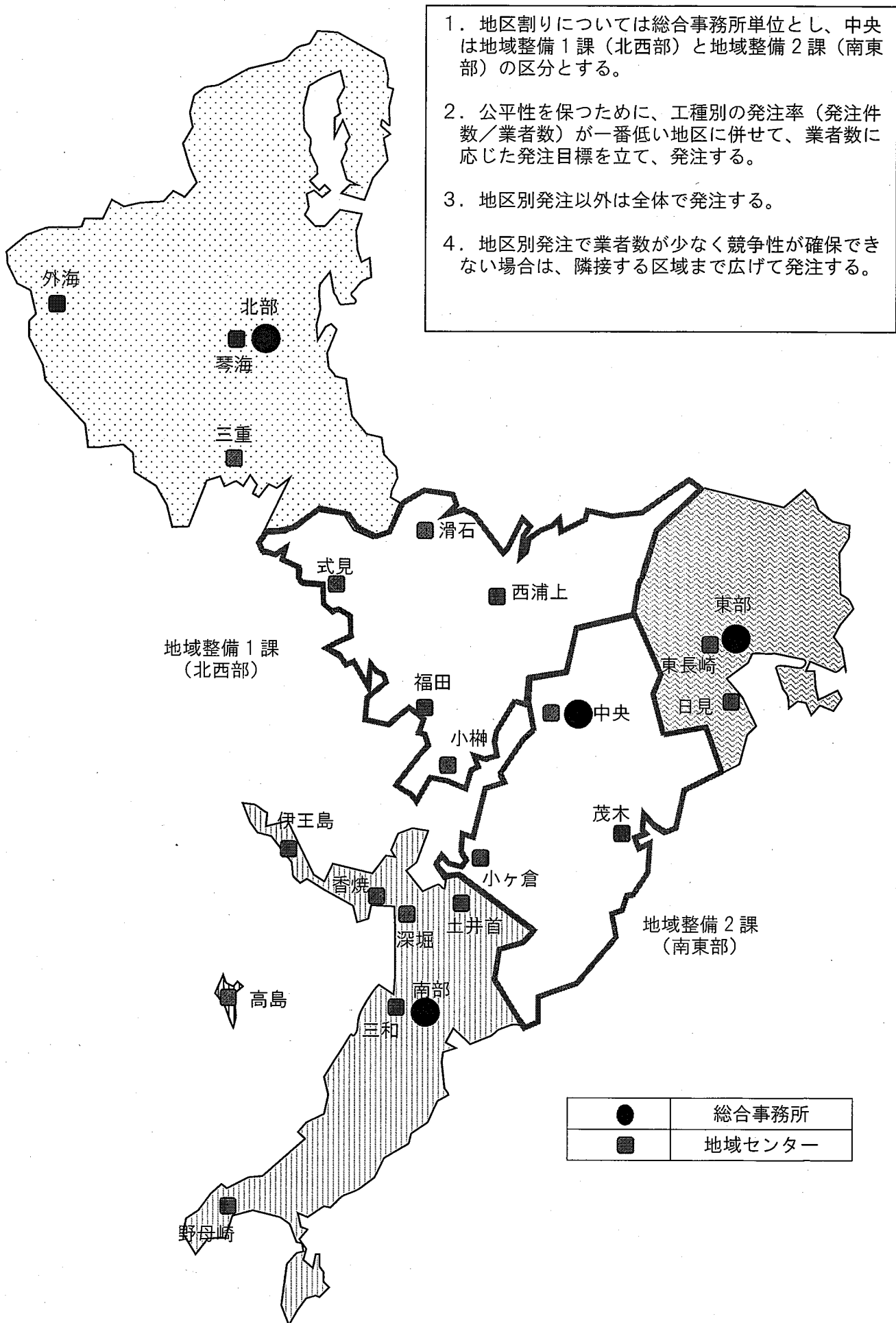
4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初 予算額	千円 28,313	千円 —	千円 —	千円 —	千円 8,409	千円 19,904
今回 補正額	5,016	—	—	—	1,505※	3,511
補正後	33,329	—	—	—	9,914	23,415

※電子調達システム負担金（上下水道局負担金）

別紙 1

制限付一般競争入札の地区割り



※参考 最低制限価格の設定方法

○ 現行

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
91%	A
	最低制限価格①
	最低制限価格② B ←落札
	C
	D
89%	E

【現在の設定方法】

最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、最低制限価格①と最低制限価格②を比較し、低いほうが最低制限価格。

【最低制限価格①】

下限価格から予定価格までの範囲内での有効な入札の合計額を201で割り、さらにその余りを100で割った数値を最低制限価格率の下限に加えて変動率を決定し、予定価格を乗じて最低制限価格を算出。

【最低制限価格②】

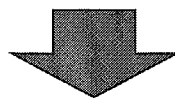
最低制限価格率の範囲内で一番高い入札額

← ①入札額より算出した変動式の最低制限価格

← ②最低制限価格率内での最高額入札額

①、②のどちらか低い方が最低制限価格

このケースの場合は、②が最低制限価格となり、Bの業者が落札する。Aの業者が落札することはない。



○ 見直し後

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
91%	A ←落札
	最低制限価格
	B
	C
	D
89%	E

【見直し後の設定方法】

予定価格の最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて、最低制限価格を設定。

← ランダム係数を用いて設定した最低制限価格

このケースの場合は、Aの業者が落札する。

※入札が不調となった場合は、再度入札を行う。